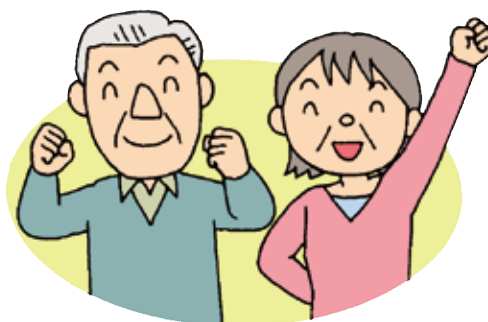


介護予防事業を利用しましょう

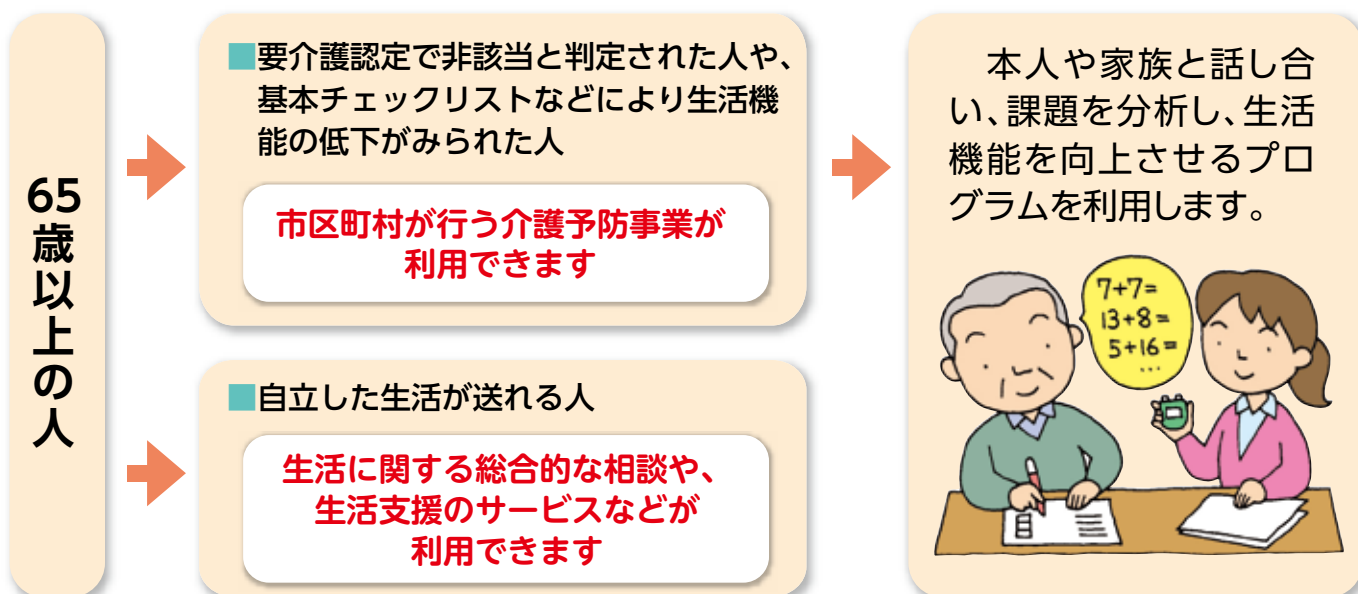
要介護認定で非該当と判定された人や、生活機能が低下していて介護が必要となるおそれがある高齢者は、市区町村が行う介護予防事業を利用できます。また、自立した生活を送れる高齢者も、健康づくりや生活支援のサービスなどを利用できます。

介護予防の必要性

介護予防とは、「できるかぎり介護が必要にならないようにする」「もし介護が必要になってもそれ以上悪化させないようにする」ことを目的としています。いつまでも自分らしく自立した生活を送るために、元気なうちから、また生活機能の低下が軽度な早い段階から、市区町村が実施する介護予防事業を継続的に利用していきましょう。



介護予防事業の流れ



生活機能とは？

生活機能とは、人が生きていくための機能全体のことで、体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割などのことです。今の自分の状態をチェックして、できるだけ生活機能を低下させないことが介護予防につながります。

※介護予防事業は、平成29年4月までに「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行する予定です。移行時期は市区町村によって異なります。

かつらぎ町の介護予防事業や高齢者福祉施策について

介護予防事業や高齢者福祉施策の内容（一例）		担当課
口腔機能向上教室	歯科医師及び歯科衛生士による口腔機能の講演、ブラッシング指導、口腔レクリエーションなど。	やすらぎ対策課
介護予防教室 転倒予防教室 （自主活動グループ）	いきいきかつらぎ体操にはじまり、バランストレーニングやセラバンド体操など、様々な種類の体操や筋力トレーニングを実施。	やすらぎ対策課
認知症予防教室	脳トレドリルやグループでの脳トレ・レクリエーション・転倒予防体操などのプログラムを実施。	やすらぎ対策課
介護予防把握事業	生活、運動、栄養、口腔、認知機能等の項目からなる基本チェックにより、自身の生活機能の状態を維持・改善できるよう支援する事業。	やすらぎ対策課
緊急通報システム 設置事業	65歳以上の一人暮らしの人等が急病及び災害等の緊急時に委託事業者を通じて支援する事業。	住民福祉課
高齢者居宅改修 補助事業	低所得者で日常生活能力が低下した人（65歳以上の要介護認定者で介護保険の住宅改修費支給を上回る人）が排せつ・入浴・移動などが容易になるよう、居宅改造の費用を補助する事業。	住民福祉課
在宅高齢者等 訪問理髪 サービス事業	理容師が対象者（おおむね65歳以上の者で要介護度が4又は5で、かつ、寝たきりの者もしくは寝たきりの生活が主体となっている人）の居宅において調髪、顔そり及び洗髪等のサービスを提供する事業。	住民福祉課

上記の各事業の対象者等の詳細については担当課までお問い合わせください。

地域包括支援センター啓発活動のご案内

みなさんの地域での集まりにおいて、どんなことをしようか悩んでいませんか？気軽に地域包括支援センターまでご相談ください。

■認知症サポーター 養成講座

認知症のことを正しく理解し、認知症の方とその家族を見守り支援する「認知症サポーター」の養成講座です。

■消費者被害防止 への工夫

振り込め詐欺や訪問販売など被害に合わない為に手口や被害防止の工夫について紹介します。

■認知症予防

認知症の正しい理解とレクリエーションを交えて楽しく予防する方法などお話しします。

■高齢者の虐待予防

虐待が起こる背景には、介護疲れ・家族関係・経済的困窮などの要因があります。高齢者虐待を理解し、予防についてお話しします。

■介護予防講座

閉じこもり予防や低栄養予防・転倒予防や口腔ケアなど、介護予防についてのお話をします。

■地域包括支援 センターの役割

当センターの役割についてお話し、どんな際に役立つのか、相談例や取り組みを紹介しながら説明いたします。

■介護サービスを 知ろう！

どんなサービスがあるの？利用するにはどうすればいい？など、わかりやすくお話しします。

かつらぎ町内の老人会、高齢者サロン、地域の役員さんの会をはじめ、町内の身近な集まりなどに出向いて、啓発活動を実施しています。費用はかかりません。気軽にご依頼ください。